

第 20 期第 7 回東部海区漁業調整委員会の概要

- 1 日 時 平成 25 年 9 月 11 日（水）午後 1 時 30 分～
- 2 場 所 青森市 ラ・プラス青い森 3 階「プリムラ」
- 3 出席者 委員 14 名（欠席 1 名）
 県 水産振興課 2 名、
 八戸水産事務所 1 名、
 むつ水産事務所 1 名
 事務局 4 名



4 概 要

○議案の審議 5 件

【 議 案 】

(1) 東部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護の指示について

青森県農林水産部長より、沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、委員会指示案どおり発動することとした。

指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については[東部海区漁業調整委員会指示第 8 号](#)をご覧ください。

(委員会指示案の要旨)

1 河口付近における操業の制限

○五戸川、奥入瀬川、老部川（東通村）、大畑川：

小型定置、固定式さし網、はえなわ、手釣り、竿釣り、(10/1～12/31)

○新井田川、馬淵川：

小型定置、固定式さし網、はえなわ (12/11～12/31)

手釣り、竿釣り (10/1～12/31)

2 沿岸域における操業の制限 (10/1～12/31)

○沿岸 250m 以内：固定式さし網、はえなわ

○沿岸 200m 以内：小型定置（下風呂地先、大畑の通称赤岩地先は水深 7m 以浅）

※（ ）内の月日は禁止期間

(2) 東部海区管内におけるトドの採捕の指示について

佐井村漁協長、大畑町漁協長及び県漁連会長より沿岸に來遊するトドの採捕措置に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、委員会指示案どおり発動することとした。指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については、[東部海区漁業調整委員会指示第 9 号](#)をご覧ください。

(委員会指示案の要旨)

次に掲げる海域及び期間において、トドを採捕しようとする者は東部海区漁業調

整委員会の承認を受けなければならない。

- 1 採捕海域 青森県東部海区海域
- 2 採捕期間 平成 25 年 12 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日まで

(3) 東部海区管内におけるまぐろ等はえなわ漁業の操業の指示について

青森県農林水産部長より、マグロ、ブリ、サメの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、継続審議とすることとした。

(4) 平成 26 年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック要望事項について

第 48 回全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議で審議する平成 26 年度政府要望提案を審議した結果、本委員会からの平成 25 年度要望事項である「沿岸漁業と沖合（指定）漁業調整の継続について」を継続して提案することとした。

(5) 青森県海区漁業調整委員会規程の一部改正について

青森県公文書管理要綱の施行に伴う青森県海区漁業調整委員会規程の一部改正を審議した結果、改正案どおり一部改正することとした。

詳細については、東部海区漁業調整委員会公示第 2 号をご覧ください。